

まちなかウォーカブル推進計画策定業務委託公募型プロポーザル
質問回答書

令和7年6月4日
福島市都市政策部都市計画課

令和7年5月29日付け受付分

番号	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書7(2)②	駐車場の需要実態について、駐車場の利用実態は調査済みか。また、調査済みのデータを提供いただけるのか。	詳しい調査はしていません。 業務委託の中で市から提供できるデータは、ホームページに掲載している「第9回 街なか不動産投資研究会」の資料のみとなります。 (https://www.city.fukushima.fukushima.jp/toshikei-machi/matinakafudousanntousi.html)
2	仕様書7(2)②④	ご提供いただくことが可能な既往調査・ビッグデータがあれば、どのような調査結果・データかご教示ください。	業務委託の中で市から提供できる既往調査データは、下記のとおりです。 また、現時点で提供可能なビッグデータはありません。 ・市がホームページで公開しているもの ・ウォーカブル推進区域における通行量の調査結果 （16地点で7月上旬の平日・休日各1日に調査を実施） ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画エリアの人口動態（自然動態・社会動態） ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画のエリア価値向上地区における店舗等の調査結果 （新規出店店舗・貸出可能店舗・空き店舗・低未利用地の位置、店舗数） ・都市再生整備計画区域内の空き家情報 ・福島市内におけるマンションの調査結果 （位置、マンション名、戸数）

3	仕様書7(2)④	AI人流・交通分析システム構築業務についても本年度に実施される予定かと思いますが、その業務で得られたデータ(試験データ含む)はR7年度中にご提供いただけるのか。また、ご提供いただける場合はその時期についてもお教えください。	AI人流・交通分析システムはR8年度からの運用を目指しておりますので、R7年度中のデータ提供は困難です。
4	仕様書7(3)①	地元との意見交換について、具体的な意見交換先は決定しているのか。また、意見交換先は将来的に道路空間等の活動・管理主体となる予定の団体か。	ウォークブル推進区域内の商店街の方々や地域住民、若者などを想定しておりますが、現時点で具体の意見交換先は決定しておりません。
5	実施要領4(9)、11	主たる担当者として、担当技術者経歴書を提出する人間は1名に限るのか。担当の管理技術者が、プレゼンテーションしても構わないか。	担当技術者経歴書の提出は、業務全般に責任を持つ主たる担当者1名に限ります。 原則、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合において、実際に業務の主たる担当となる者が行うこととしており、管理技術者と担当技術者を指します。
6	様式5、様式6	福島市内での業務実績とは、福島市発注でなくとも対象地であれば可能か。	発注者にかかわらず履行場所が福島市内であれば対象となります。